

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第72条第1項第2号に規定する手繰第二種漁業の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数
手繰第二種餌料びき網漁業	<p>ア 伊勢湾のうち次の点を順次結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域</p> <p>(ア) 知多郡美浜町野間埼灯台</p> <p>(イ) 知多郡美浜町野間埼灯台と三重県鳥羽市神島灯台を結んだ直線と知多郡南知多町野島灯台と三重県伊勢市宇治山田港大湊防波堤灯台を結んだ直線の交点</p> <p>(ウ) 知多郡南知多町野島灯台</p> <p>(エ) 田原市伊良湖町古山頂上</p> <p>(オ) 知多郡南知多町大磯灯台</p> <p>(カ) 知多郡南知多町大字師崎林崎</p> <p>イ 三河湾のうち次の点を順次結んだ直線以西の海域</p> <p>(ア) 知多郡美浜町河和港南防波堤灯台</p> <p>(イ) 西尾市一色町佐久島波ヶ埼灯台</p> <p>(ウ) 知多郡南知多町大磯灯台</p> <p>(エ) 田原市立馬埼灯台</p> <p>ウ 渥美外海のうち次の点を順次結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域</p> <p>(ア) 北緯34度34分50秒東経137度1分5秒の点</p> <p>(イ) 北緯34度33分58秒東経137度の点</p> <p>(ウ) 北緯34度33分52秒東経137度9秒の点</p> <p>(エ) 北緯34度28分52秒東経137度9分7秒の点</p> <p>(オ) 北緯34度28分52秒東経137度29分19秒の点</p> <p>(カ) 北緯34度40分24秒東経137度29分19秒の点</p>	<p>伊勢湾及び三河湾にあっては3月1日から12月31日まで</p> <p>渥美外海にあっては12月1日から翌年5月31日まで</p>	<p>260キロワット*以下であって許可証に記載された馬力数</p>	<p>6トン未満であって許可証に記載された総トン数</p>

* 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、「260キロワット」とあるのは、「60馬力」と読み替える。

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第72条第1項第3号に規定する手繰第三種漁業の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数								
(1) 改良備前網漁業	渥美外海のうち東経137度29分19秒の線と、次の点を順次結んだ直線と北緯34度26分18秒以南の東経137度2分54秒の線から成る線との両線間における海域 ア 北緯34度34分50秒東経137度1分5秒の点 イ 北緯34度33分58秒東経137度の点 ウ 北緯34度33分52秒東経137度9秒の点 エ 北緯34度30分53秒東経137度2分16秒の点 オ 北緯34度30分6秒東経137度1分23秒の点 カ 北緯34度28分52秒東経137度2分6秒の点 キ 北緯34度27分東経137度2分6秒の点 ク 北緯34度26分18秒東経137度2分54秒の点	1月1日から12月31日まで	400キロワット*1 以下の範囲内において許可証に記載された推進機関の馬力数	15トン未満であって許可証に記載された総トン数								
(2) 貝けた網漁業(次号及び第4号を除く。)	伊勢湾又は三河湾のうち許可証に記載された操業区域	12月1日から翌年6月30日まで	260キロワット*2 以下であって許可証に記載された馬力数	15トン未満であって許可証に記載された総トン数								
(3) 貝けた網漁業(操業期間が3ヶ月以内の漁業に限る。)	ア 次の表の左欄の漁業を営む者の住所について、それぞれ同表の右欄の操業区域 <table border="1" data-bbox="465 940 1229 1321"> <thead> <tr> <th data-bbox="465 940 960 991">漁業を営む者の住所</th> <th data-bbox="960 940 1229 991">操業区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="465 991 960 1086">伊勢湾及びこれに流入する河川等の水域に面する地域に住所を有する者</td> <td data-bbox="960 991 1229 1086">伊勢湾(漁業権漁場区域を除く。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 1086 960 1182">三河湾及びこれに流入する河川等の水域に面する地域に住所を有する者</td> <td data-bbox="960 1086 1229 1182">三河湾(漁業権漁場区域を除く。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="465 1182 960 1321">渥美外海及びこれに流入する河川等の水域に面する地域に住所を有する者</td> <td data-bbox="960 1182 1229 1321">渥美外海(漁業権漁場区域を除く。)</td> </tr> </tbody> </table> イ 行使資格を有する又は漁業権者の承諾を予め受けた第1種共同漁業権漁場区域	漁業を営む者の住所	操業区域	伊勢湾及びこれに流入する河川等の水域に面する地域に住所を有する者	伊勢湾(漁業権漁場区域を除く。)	三河湾及びこれに流入する河川等の水域に面する地域に住所を有する者	三河湾(漁業権漁場区域を除く。)	渥美外海及びこれに流入する河川等の水域に面する地域に住所を有する者	渥美外海(漁業権漁場区域を除く。)	許可証に記載された漁業時期	260キロワット*2 以下であって許可証に記載された馬力数	伊勢湾で操業する場合は7トン未満、三河湾又は渥美外海で操業する場合は6トン未満であって許可証に記載された総トン数とする。ただし、貝けた網漁業(規則第15条第2項の規定に基づく短期許可の漁業を除く。)の許可を受けた船舶については、許可証に記載され
漁業を営む者の住所	操業区域											
伊勢湾及びこれに流入する河川等の水域に面する地域に住所を有する者	伊勢湾(漁業権漁場区域を除く。)											
三河湾及びこれに流入する河川等の水域に面する地域に住所を有する者	三河湾(漁業権漁場区域を除く。)											
渥美外海及びこれに流入する河川等の水域に面する地域に住所を有する者	渥美外海(漁業権漁場区域を除く。)											

				た総トン数
(4) 貝けた網漁業 (操業期間が3ヶ月以内であって水流噴射式けた網により行う漁業に限る。)	<p>ア 伊勢湾の第1種共同漁業権漁場区域</p> <p>イ 西尾市地先の第1種共同漁業権漁場共第84号区域</p> <p>ウ 美浜町地先の第1種共同漁業権漁場共第45号区域</p> <p>エ 南知多町地先の第1種共同漁業権漁場共第37号、共第42号区域</p> <p>オ 次のあ、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)を順次結んだ直線、豊橋市吉前町護岸北西端と同市御津2地区臨海緑地護岸東端を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域</p> <p>基点あ 豊橋市御津2区南西端基標No.151-2</p> <p>基点い 豊橋市神野新田町二十間川右岸堤防上基標No.156</p> <p>(ア) あから261度38分757メートルの点</p> <p>(イ) いから246度45分2,110メートルの点</p> <p>(ウ) いから227度21分1,323メートルの点</p> <p>(エ) いから239度32分1,129メートルの点</p> <p>(オ) いから180度23分568メートルの点</p>	許可証に記載された漁業時期	260キロワット*2 以下であって許可証に記載された馬力数	5トン未満であって許可証に記載された総トン数とする。ただし、貝けた網漁業の許可を受け、かつ、常滑市苅屋町と同大谷町の境界海岸基標No.14から263度29分の線以北の第1種共同漁業権の行使資格を有する者の船舶については15トン未満であって許可証に記載された総トン数
(5) 貝けた網漁業 (内水面で行う漁業に限る。)	木曾川 (東海大橋下流端から下流。)	1月1日から12月31日まで	127キロワット*3 以下であって許可証に記載された馬力数	2トン未満であって許可証に記載された総トン数
(6) えびけた網漁業	三河湾のうち知多郡美浜町河和港南防波堤灯台、知多郡南知多町尾張大磯灯標、西尾市一色町佐久島波ヶ埼灯台及び田原市立馬埼灯台を順次結んだ直線と陸岸により囲まれた海域のうち許可証に記載された操業区域	3月1日から12月31日まで	260キロワット*2 以下であって許可証に記載された馬力数	10トン未満であって許可証に記載された総トン数
(7) なまこけた網漁業 (次号を除く。)	三河湾のうち許可証に記載された操業区域	12月1日から翌年3月31日まで	260キロワット*2 以下であって許可証に記載された馬力数	6トン未満であって許可証に記載された総トン数
(8) なまこけた網漁業	三河湾内のうち行使資格を有する又は漁業権者の承諾を予め	12月1日から翌年	260キロワット*2	6トン未満であって

(操業区域が第1種共同漁業権区域の漁業に限る。)	受けた第1種共同漁業権漁場区域	3月31日まで	以下であって許可証に記載された馬力数	許可証に記載された総トン数
--------------------------	-----------------	---------	--------------------	---------------

- *1 平成14年4月1日以前に製造された推進機関に換装等する場合の馬力数は60馬力以下又は次の表に規定する範囲とする。この場合において、「漁船法による推進機関の馬力数」(社団法人海洋水産システム協会)により、当該機関の連続出力が確認できる機関にあっては、当該出力が400キロワット以下であることとする。

シリンダの数	シリンダの直径	シリンダの数	シリンダの直径
4	149mm以下	9	108mm以下
5	145mm以下	10	103mm以下
6	133mm以下	11	98mm以下
7	123mm以下	12	94mm以下
8	115mm以下		

- *2 漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、「260キロワット」とあるのは、「60馬力」と読み替える。
- *3 漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、「127キロワット」とあるのは、「35馬力」と読み替える。

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第72条第1項第5号に規定するその他の小型機船底びき網漁業の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数
(1) まめ板網漁業（操業区域が伊勢湾の漁業に限る。）	伊勢湾のうち三重県伊勢市大湊町宇治山田港大湊防波堤灯台、知多郡南知多町尾張野島灯台及び同郡南知多町羽豆埼突端を順次結んだ直線と陸岸により囲まれた海域。ただし、三重県伊勢市檜原新田地先標識灯と知多郡南知多町尾張野島灯台を見通す直線以南の海域かつ三重県津市贅埼灯台と田原市伊良湖町伊良湖岬灯台を見通す直線以西の海域を除く。	1月1日から12月31日まで	260キロワット*以下の範囲内において許可証に記載された推進機関の馬力数	15トン未満であって許可証に記載された総トン数
(2) まめ板網漁業（操業区域が三河湾の漁業に限る。）	三河湾のうち許可証に記載された操業区域	3月1日から12月31日まで	260キロワット*以下であって許可証に記載された馬力数	10トン未満であって許可証に記載された総トン数
(3) まめ板餌料びき網漁業	ア 伊勢湾のうち知多郡南知多町野島灯台と三重県伊勢市宇治山田港大湊防波堤灯台を結んだ直線以北、知多郡美浜町野間埼灯台と三重県鳥羽市神島灯台を結んだ直線以東かつ知多郡南知多町野島灯台と同郡同町羽豆埼突端を結んだ直線以西の海域。 イ 三河湾のうち知多郡美浜町河和港南防波堤灯台、西尾市一色町佐久島波ヶ埼灯台、知多郡南知多町尾張大磯灯標及び同郡南知多町大字師崎林崎を順次結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域並びに田原市立馬埼灯台、知多郡南知多町尾張大磯灯標及び田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域。	3月1日から12月31日まで	260キロワット*以下であって許可証に記載された馬力数	6トン未満であって許可証に記載された総トン数
(4) 渥美外海板びき網漁業	渥美外海のうち東経137度29分19秒の線と、次の点を順次結んだ直線と北緯34度15分46秒以南の東経137度3分13秒の線から成る線との両線間における海域。 ア 北緯34度34分50秒東経137度1分5秒の点 イ 北緯34度33分58秒東経137度の点 ウ 北緯34度33分52秒東経137度9秒の点 エ 北緯34度30分53秒東経137度2分16秒の点	1月1日から12月31日まで	制限は定めず、許可証に記載された馬力数	15トン未満であって許可証に記載された総トン数

	オ 北緯34度30分42秒東経137度2分の点			
	カ 北緯34度28分52秒東経137度3分13秒の点			
	キ 北緯34度19分東経137度3分13秒の点			
	ク 北緯34度19分東経137度2分の点			
	ケ 北緯34度16分19秒東経137度2分の点			
	コ 北緯34度15分46秒東経137度3分13秒の点			

* 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、「260キロワット」とあるのは、「60馬力」と読み替える。